

### マイナンバーカードの休日窓口を開設します

平日に来庁できない方やカードをつくりたい方のために、マイナンバーカードの交付や申請・更新の支援を行います。



**日 時** 3月8日(日)、15日(日) 8:30~12:00 ※予約不要

**場 所** 住民課 生活窓口係

**必要なもの** ●マイナンバーカードの申請

- ・申請書(なくした方は住民課で再交付ができます)
- ・本人確認書類※
- ・認め印
- ・顔写真(役場本庁玄関前に設置している自動写真撮影機に申請書のQRコードをかざせば、いつでも申請ができます)

※本人確認書類

1点で確認できるもの(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など顔写真付きのもの)

2点必要なもの(健康保険証、医療受給者証、介護保険証、年金手帳など顔写真付きでないもの)

●マイナンバーカードの受け取り

- ・通知カード
- ・本人確認書類※
- ・交付通知書(住民課から送付したはがき)
- ・認め印
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)



#### マイナンバーカードのメリット

- ・コンビニで住民票・印鑑登録証明書などを取得できます。
- ・公的な身分証明書として利用できます。
- ・令和3年3月から健康保険証として利用できるようになります。

●問い合わせ先  
住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線145、149)

#### 証明書コンビニ交付サービス 一時休止のお知らせ

システム保守点検のため、次の日程で証明書コンビニ交付サービスを一時休止します。休止時間帯は、コンビニで証明書を取得できませんので、ご了承ください。

**休止期間** 3月19日(木) 18:00~  
3月23日(月) 6:30

### ごみ収集日の防災無線放送及び町広報誌(行事予定)への掲載をとりやめます

現在、防災無線放送、町広報誌(行事予定)、資源とごみの分別ガイドブック、人権カレンダー、町公式アプリ「こうげナビ」にて収集日をお知らせしていますが、内容が重複しているため、3月末をもって防災無線放送及び町広報誌(行事予定)の掲載をとりやめます。4月からは資源とごみの分別ガイドブック、人権カレンダー、こうげナビにて収集日をご確認ください。



QRコード(Android用) QRコード(iPhone用)

●問い合わせ先  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

### 使い忘れないですか！ 上毛町プレミアム付商品券使用期限のお知らせ

**上毛町プレミアム付商品券使用期限**

令和2年3月31日(火)まで

上毛町プレミアム付商品券の使用期限は令和2年3月31日(火)までです。

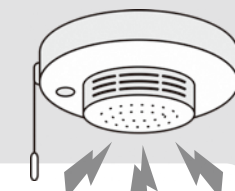
使用期限を過ぎると、店舗での使用ができなくなります。また、使用期限が過ぎた商品券は現金への換金はできませんのでご注意ください。

●問い合わせ先 開発交流推進課 開発交流推進係 TEL 72-3111(内線234)



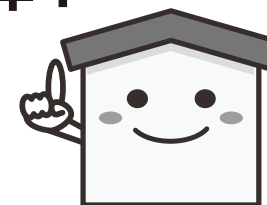
### 住宅用火災警報器の維持管理について

2006年の消防法改正により、新築住宅は2006年6月1日から、2006年6月以前に建てられた住宅については、2009年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



#### 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年！ 定期的な作動確認を！

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。



#### 【古くなったら交換しましょう】

##### 火災警報以外の警報が鳴った場合

本体の故障か電池切れです。

#### 【定期的な作動確認を】

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。  
(※2)警報器本体または電池を交換しましょう。

(※1)住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に行ってください。

(※2)電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換が推奨されています。

本町で2009年に設置した住宅用火災警報器



※警報器本体または電池の交換は、町では行っておりません。

#### 悪質な訪問販売に注意！

住宅用火災警報器などの設置が義務化されていることから、一般家庭や事業所を訪問し、強引に法外な値段で住宅用火災警報器などの設置契約を結ぶトラブルが発生しています。消防職員や市町村職員が住宅用火災警報器などを訪問販売することはありません。販売者の身分や契約内容などをよく確認し、少しでもおかしいと思ったら、はっきりと断りましょう。

なお、訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合は、クーリング・オフ制度の対象になり、契約が解除できます。



●問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)